



# 三重県公報

平成29年3月28日 (火)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	<b>規 則</b>		
18	地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	4
19	委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	( 同 )	4
20	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	( 同 )	4
21	三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則	( 同 )	11
22	三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	( 管 財 課 )	11
23	三重県公有財産規則の一部を改正する規則	( 同 )	11
24	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	( 障 が い 福 祉 課 )	11
25	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	13
26	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	13
27	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	( 子 育 て 支 援 課 )	14
28	三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則	(男女共同参画・NPO課)	15
29	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	17
30	三重県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則	(森林・林業経営課)	19
31	三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則	( 道 路 管 理 課 )	19
32	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 建 築 開 発 課 )	19
33	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	( 住 宅 課 )	26
34	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	26
	<b>人 事 委 規 則</b>		
	三重県人事委員会規則6-5 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	32
	三重県人事委員会規則7-2 (職員の給与の支給に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	33
	三重県人事委員会規則7-6 (給料表の適用範囲に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	36
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	36
	三重県人事委員会規則7-16 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	37
	三重県人事委員会規則7-27 (初任給調整手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	37
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	39

三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を 改正する規則	（人事委員会）	39
三重県人事委員会規則12-11（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関 する規則）の一部を改正する規則	（同）	40
三重県人事委員会規則12-13（公益的法人等への職員の派遣等に関する規 則）の一部を改正する規則	（同）	40
三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の 一部を改正する規則	（同）	40

#### 人事委・教育委規則

1 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育 委員会）	43
2 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規 則	（同）	43
3 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規 則	（同）	44
4 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正 する規則	（同）	44
5 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	（同）	45

#### 公安委規則

3 三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（公安委員会）	47
----------------------------	---------	----

#### 人事委細則

三重県人事委員会規則6-5-1（職員の任用に関する細則）の一部を改正す る細則	（人事委員会）	49
--	---------	----

#### 企業庁管理規程

1 三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	（企業庁）	52
2 三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	（同）	52
3 三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	（同）	53
4 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改 正する管理規程	（同）	61
5 三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	（同）	61
6 三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	（同）	62
7 三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	（同）	62
8 三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	（同）	63
9 三重県脱塩洗灰処理施設保安規程の一部を改正する管理規程	（同）	63

#### 病院事業庁管理規程

3 三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	（病院事業庁）	63
4 三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	（同）	63
5 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する 管理規程	（同）	76
6 三重県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する管理規程	（同）	76
7 三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	（同）	76

#### 告 示

237 児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部を改正する告示	（子育て支援課）	77
238 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査す る機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡 易な評価方法の指定	（建築開発課）	77

239 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定 ( 建築開発課 ) 78

240 建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件 ( 同 ) 79

#### 人 事 委 告 示

1 労働基準法による適用事業所分類表の決定の一部を改正する告示 ( 人事委員会 ) 80

2 選考職種の指定及び採用資格要件の一部を改正する告示 ( 同 ) 80

3 競争試験の実施に関する権限の一部委任を廃止する告示 ( 同 ) 80

#### 訓 令

2 三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 ( 総務課 ) 80

3 三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 ( 人事課 ) 81

#### 病院事業庁訓令

1 三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令 ( 病院事業庁 ) 94

2 三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令 ( 同 ) 94

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十八号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「電気事業対策総括監 課長 担当課長 危機・事業管理監 R D F 発電監 資産管理監 機電管理監」を「課長 担当課長 機電管理監 R D F 発電監」に改める。

第二条の表中「県立病院課長 経営支援・危機管理監 医務企画監 看護企画監」を「県立病院課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十九号

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部長の項第一号中「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康福祉部の課等」を「健康福祉部の課」に、「県土整備部の課」を「県土整備部の課等」に、「第十四款 削除」を「第十四款 動物愛護推進センター」に改める。

第四条第五項中「及び伊勢志摩サミット推進局」を削る。

第七条第五項に次の二号を加える。

五 国民保護に関すること。

六 三重県国民保護協議会に関すること。

第七条第六項を次のように改める。

6 危機管理課の分掌事務は、危機管理の推進に関することとする。

第八条の二第十一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 公共施設等総合管理計画に関すること。

二 県有財産の管理及び利活用に関すること。

第八条の二第十一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 県庁舎及び県公舎の管理に関すること。

第八条の二第十一項に次の一号を加える。

五 ペーパーリサイクルに関すること。

第九条第三項中「課等」を「課」に改め、同項第三号を削り、同条第七項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行に関すること。

第九条第九項中第二十九号を第三十号とし、第十号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 三重おもいやり駐車場利用証制度に関すること。

第九条第十項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 在宅医療に関すること（小児在宅医療に関するものを除く。）。

第九条第十一項中第二十一号を第二十三号とし、第三号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 障がい者スポーツの普及に関すること（第二十一回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関するものを除く。）。

四 三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の施行に関すること。

第九条第十二項第十二号中「関すること」の下に「（医療計画に係るものを除く。）」を加え、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第十三項第四号中「関すること」の下に「（小児在宅医療に関するものに限る。）」を加え、同項中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 医療法の施行に関すること（医療計画に係るものに限る。）。

七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（介護施設等の整備に係るもの及び介護従事者の確保に係るものを除く。）。

第九条第十六項中第二十四号を第二十八号とし、第十五号から第二十三号までを四号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の四号を加える。

十五 子ども心身発達医療センターの整備に関すること。

十六 発達障がい児への支援に関すること。

十七 草の実りハビリテーションセンターに関すること。

十八 小児心療センターあすなろ学園に関すること。

第九条第十七項を削る。

第十条第一項第七号を次のように改める。

七 ダイバーシティ社会推進課

第十条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第十条第三項に次の一号を加える。

十二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関すること。

第十条第七項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関すること。

第十条第九項中「男女共同参画・NPO課」を「ダイバーシティ社会推進課」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 多文化共生社会づくりの推進に関すること。

第十条第九項第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ダイバーシティ社会づくりの推進に関すること。

第十条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条第一項中「課等」を「課」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 競技力向上対策課

第十一条第二項に次の一号を加える。

三 国体・全国障害者スポーツ大会準備課

第十一条第十項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 県営スポーツ施設に関すること（鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場、松阪野球場及びライフル射撃場に

限る。)

七 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)の施行に関すること(五十鈴公園の管理及び保全に係るものに限る。)

第十一条中第十一項を次のように改める。

11 競技力向上対策課の分掌事務は、競技力の向上に関することとする。

第十一条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12 国体・全国障害者スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第七十六回国民体育大会の開催準備に関すること。

二 第二十一回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。

第十二条第一項第六号を次のように改める。

六 農産物安全・流通課

第十二条第一項第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 水産資源・経営課

十七 漁業環境課

第十二条第六項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、第二十五号及び第二十六号を削る。

第十二条第七項中「農産物安全課」を「農産物安全・流通課」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 農業関係団体の指導に関すること。

二 農業関係団体の統合及び整理に関すること。

第十二条第七項第七号を次のように改める。

七 三重県農業共済保険審査会に関すること。

第十二条第七項十一号を次のように改める。

十一 農業協同組合法の施行に関すること。

第十二条第七項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業災害補償法(昭和三十二年法律第八十五号)の施行に関すること。

第十二条第七項中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、同項に次の一号を加える。

十六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第五十三号)の施行に関すること(米穀の適正かつ円滑な流通の確保に限ることに限る。)

第十二条第八項中第十三号を第十七号とし、第九号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第八号中「(平成六年法律第五十三号)」を削り、「関すること」の下に「(米穀の適正かつ円滑な流通の確保に限ることを除く。)」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

八 持続的農業の推進に関すること。

九 植物防疫に関すること。

十 農産物等の有害物質に関すること。

十一 病害虫防除所に関すること。

第十二条第八項に次の五号を加える。

十八 肥料取締法(昭和三十五年法律第二百二十七号)の施行に関すること。

十九 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第五十号)の施行に関すること。

二十 有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第一百十二号)の施行に関すること。

二十一 農業取締法(昭和三十二年法律第八十二号)の施行に関すること。

二十二 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)の施行に関すること(環境保全型農業直接支払交付金に係るものに限る。)

第十二条第十七項中「水産資源課」を「水産資源・経営課」に改め、同項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五 水産業の経営体の支援に関すること。

六 水産業の担い手対策並びに後継者の確保及び育成に関すること。

七 水産業改良普及事業に関すること。

八 水産業経営の資金の融資及び相談に関すること。

第十二条第十七項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを削り、第十九号を第十二号とし、第二十号を第十三号とし、同号の次に次の五号を加える。

十四 真珠の振興に関する法律（平成二十八年法律第七十四号）の施行に関する事（農林水産部の所管に属するものに限る）。

十五 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）の施行に関する事。

十六 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の施行に関する事。

十七 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の施行に関する事。

十八 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の施行に関する事。

第十二条第十七項中第二十一号を第十九号とし、第二十二号を削り、同条第十八項中「水産経営課」を「漁業環境課」に改め、第三号から第八号までを次のように改める。

三 漁業及び海面利用の調整に関する事。

四 水産資源の管理に関する事。

五 漁船の管理に関する事。

六 漁業に係る指導監督に関する事。

七 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の予算に関する事。

八 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の施行に関する事。

第十二条第十八項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同項に次の八号を加える。

十 漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号）の施行に関する事。

十一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関する事。

十二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の施行に関する事。

十三 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の施行に関する事。

十四 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関する事。

十五 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の施行に関する事。

十六 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の施行に関する事。

十七 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の施行に関する事。

第十三条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項第四号中「公益社団法人」を「公益財団法人」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

一 ポストサミットに関する総合的な企画及び調整に関する事。

第十三条第六項中第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

八 働き方改革の推進に関する事。

第十三条第七項第二号を次のように改める。

二 三重県新エネルギービジョンの推進に関する事。

第十三条第七項に次の五号を加え、同項を同条第六項とする。

三 石油コンビナートの活性化に関する事。

四 ICTの活用による産業活性化に関する事。

五 三重県発電施設周辺地域振興基金条例（平成二年三重県条例第四号）の施行に関する事。

六 電源立地地域対策交付金に関する事。

七 石油貯蔵施設立地対策交付金に関する事。

第十三条第八項第三号を第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加え、同項を同条第七項とする。

三 農商工等の連携促進に関する事。

四 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関する事。

五 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関する事。

第十三条第九項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項を同条第八項とし、同条第十項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の前に次の一号を加える。

九 三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の施行に関する事。

第十三条第十項に次の一号を加え、同項を同条第九項とする。

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関するこ  
と。

第十三条中第十一項を削り、第十二項を第十項とし、第十三項から第十五項までを二項ずつ繰り上げ、第十六  
項を削る。

第十四条第一項中「課を」を「課等を」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 技術管理課

第十四条第一項第八号を次のように改める。

八 近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム

第十四条第一項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八  
号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 下水道課

第十四条第一項中第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 住宅政策課

第十四条第一項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同条第五項中第三号から第七号までを削り、  
第八号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）の施行に関する事（技術管理に関  
するものを除く。）。

第十四条第五項第九号及び第十号を削り、同条第六項を次のように改める。

6 技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公共工事に係る共通仕様書、積算基準及び単価等技術管理に関する事。

二 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく建設資材に係る品質審査等に関する事。

三 公共事業支援統合情報システム及び電子調達システムの開発及び運用に関する事。

四 公共工事に係る進行管理並びに設計積算システムの開発及び運用に関する事。

五 公共工事に係るコスト縮減対策及び建設副産物対策に関する事。

六 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に関する事（技術管理に関するものに限る。）。

七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物に係るもの及び他部の所管に  
属するものを除く。）。

第十四条第八項第一号中「新名神高速道路等」を「熊野道路及び新宮紀宝道路」に改め、同条第九項中「新名  
神推進課」を「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」に、「新名神高速道路等」を「熊野道路及び新宮紀宝道  
路」に改め、同条第十二項第二号中「他課の所管に属するもの」を「県管理ダム」に改め、同項に次の四号を加  
える。

四 県管理河川（県管理ダムを除く。）の維持管理に関する事。

五 運河法（大正二年法律第十六号）の施行に関する事（河川区域に係るものに限る。）。

六 公有水面埋立法の施行に関する事（河川区域に係るものに限る。）。

七 砂利採取法の施行に関する事（河川区域に係るものに限る。）。

第十四条第十三項第六号中「他部の所管に属するものを除き、基礎調査、緊急調査及び土砂災害緊急情報に係  
るもの（災害復旧に係るものを除く。）に限る」を「緊急調査及び土砂災害緊急情報に係るもの（災害復旧に係  
るものに限る。）並びに特別警戒区域内の建築確認等に係るもの並びに他部の所管に属するものを除く」に改め、  
同号を同項第十三号とし、同項第二号から同項第五号までを七号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の七号を加  
える。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事。

二 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）の施行に関する事（国土交通省の所管に属するものに  
限る。）。

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）の施行に関する事。

五 砂利採取法の施行に関する事（他部の所管に属するものを除く。）。

六 採石法（昭和三十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事。

七 三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）の施行に関する事。

八 県管理砂防設備の維持管理に関する事（他部の所管に属するものを除く。）。

第十四条第十四項第三号中「（管理費に係るものを除く。）」を削り、同項第五号中「（県管理港湾の維持、  
修繕及び管理に係るものを除く。）」を削り、同項第六号中「並びに県管理海岸の維持、修繕及び管理に係るも



の」を削り、同項に次の四号を加える。

- 七 県管理港湾及び県管理海岸の維持管理に関する事（他部の所管に属するものを除く。）。
- 八 公有水面埋立法の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- 九 運河法の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- 十 砂利採取法の施行に関する事（港湾区域、港湾隣接地域、公告水域（河川区域に係るものを除く。）及び一般海域並びに国土交通省所管の海岸保全区域及び一般公共海岸区域に限る。）。

第十四条中第十五項及び第十六項を削り、第十七項を第十五項とし、第十八項を第十六項とし、第十九項を第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 18 下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 下水道事業に関する事。
  - 二 流域下水道事業特別会計に関する事。
  - 三 電気事業法第四十二条の主任技術者に関する事（流域下水道事業に係るものに限る。）。
  - 四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事。

第十四条第二十項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「住宅課」を「住宅政策課」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十二項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とする。

第十九条第三項の表中雇用経済企画総括監の項を削り、首都圏営業拠点運営総括監の項の次に次のように加える。

市町連携総括監	県土整備部	上司の命を受けて公共土木施設の維持管理等における市町との連携に関する事務を処理する。
---------	-------	--

第十九条第三項の表中統計利活用監の項を削り、

競技力向上推進監	スポーツ推進局	上司の命を受けて競技力の向上に関する事務を処理する。
----------	---------	----------------------------

を

移住促進監	地域連携部	上司の命を受けて移住の促進に関する事務を処理する。
-------	-------	---------------------------

に改める。

第二十条第三項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 動物愛護推進センター

第二十六条第三項中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

二十三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関する事。

第三十二条第二項第八号を削る。

第三十八条の二第二項第五号中「桑名農政事務所」の下に「及び熊野農林事務所」を加え、同項第九号及び第十号中「及び熊野農林事務所」を削り、同項第十一号を削り、同項第十二号中「及び熊野農林事務所」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「及び熊野農林事務所」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同条第三項第二号中「桑名農政事務所」の下に「及び熊野農林事務所」を加え、同項第三号中「（桑名農政事務所を除く。）」を削り、同項第二十三号中「（熊野農林事務所を除く。）」を削り、同項第二十四号中「及び熊野農林事務所」を削り、同項第二十七号中「熊野農林事務所にあつては中山間地域等直接支払交付金に係るものを除く。」を削り、同項第二十八号中「を除き」を削り、同項第三十五号及び第三十六号中「（熊野農林事務所を除く。）」を削り、同条第四項第八号中「（伊勢農林水産事務所にあつては、宮川用水事業及び水産事業に係るものを除く。）」を削り、同条第九項第一号中「資金融資」を「資金の融資」に改め、同項第三号中「担い手対策」の下に「並びに後継者の確保及び育成」を加え、同条第十一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「関すること（」の下に「桑名地域農業改良普及センター、」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とする。

第四十一条の二第三項第三十三号を削り、同項中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

三十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

第四十一条の三四項第十八号を削り、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

第五十三条の三第一項中「室等」を「室」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 総務・家庭児童支援室

第五十三条の三第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「総務調整室」を「総務・家庭児童支援室」に改め、同項に次の五号を加える。

六 家庭的養護の推進に関すること。

七 児童福祉施設等の入所調整に関すること。

八 施設入所後における児童の自立支援及び権利擁護に係る支援、調整等に関すること。

九 児童の心理診断及び療育手帳の判定支援に関すること。

十 言語障害児療育支援及び聴覚障害児療育支援に関すること。

第五十三条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十二条の表三重県農業研究所茶業研究室の項中「茶業研究室」を「茶業・花植木研究室」に改め、同項の前に次の二項を加える。

三重県農業研究所基盤技術研究室	前条第二項の表に規定する三重県農業研究所に同じ
三重県農業研究所生産技術研究室	前条第二項の表に規定する三重県農業研究所に同じ

第六十四条第一項及び第二項を次のように改める。

農業研究所基盤技術研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農業試験研究に係る企画調整及び人材育成に関すること。
- 二 農業研究所（農業研究所生産技術研究室を除く。）の職員の身分の取扱いに関すること。
- 三 農業研究所の予算、経理及び決算に関すること。
- 四 農業研究所の庁舎管理に関すること。
- 五 土壌及び肥料、有機性廃棄物の循環利用、農産物の高付加価値化、食品の機能性等に係る試験研究に関すること。
- 六 農産物の安心安全並びに農作物の病害及び虫害に係る試験研究に関すること。

2 農業研究所生産技術研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農業研究所生産技術研究室の職員の身分の取扱いに関すること。
- 二 農業経営、農作物の獣害防止対策技術、落葉果樹、六次産業化等に係る試験研究に関すること。
- 三 主要農作物の栽培に係る試験研究、水稻新品種の開発、原種生産並びに農業機械及び作業技術に係る試験研究に関すること。
- 四 野菜の栽培に係る試験研究及び野菜の新品種開発に関すること。

第六十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農業研究所茶業・花植木研究室の分掌事務は、茶の栽培及び製造並びに花植木及び薬用植物等に係る試験研究に関することとする。

第九十七条第一号から第三号までの規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

第三章第五節第十四款を次のように改める。

第十四款 動物愛護推進センター

(名称及び位置)

第二百二条 三重県動物愛護推進センター条例（平成二十八年三重県条例第五十一号）第一条に規定する三重県動物愛護推進センターを管理する機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三重県動物愛護推進センター	津市

(分掌事務)

第二百二条 動物愛護推進センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 動物の愛護及び管理に係る普及啓発に関すること。
- 二 動物愛護推進センターに収容した犬及び猫の譲渡に関すること。
- 三 動物愛護推進センターに収容した犬及び猫の診療に関すること。
- 四 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関すること。

五 その他動物愛護推進センターの事業に関すること。

#### 第百四条 削除

第百六条第二号を次のように改める。

一 研修科の運営に関すること。

第百十条第二項の表技術管理監の項中「技術管理」を「公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行」に改め、同表精度管理監の項中「及び乗事衛生検査」を「乗事衛生及び感染症検査」に改める。

第百二十二条第一項の表第二十四号の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第二十五号の項中「水産研究所において、魚類防疫に関する」を「農林水産部及び農林水産事務所等において、養殖水産動植物の伝染性疾病に関する」に、「第十條第二項」を「第十條第一項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)
- 三重県予算調製及び執行規則(昭和二十九年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
第十九条中「、観光局長及び伊勢志摩サミット推進局長」を「及び観光局長」に改める。  
(三重県都市公園条例施行規則の一部改正)
- 三重県都市公園条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第六条第七号中「国体準備課」を「スポーツ推進課」に改める。

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県規則第二十一号

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

三重県知事の職務代理者を定める規則(平成二十年三重県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「石垣英一」を「渡邊信一郎」に、「渡邊信一郎」を「稲垣清文」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県規則第二十二号

三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

三重県庁舎等管理規則(昭和二十九年三重県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第五号中「第八条」を「第九条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県規則第二十三号

三重県公有財産規則の一部を改正する規則

三重県公有財産規則(昭和二十九年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三号中「第八条」を「第九条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正

する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県規則第二十四号

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項第一号及び同条第三項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第四十六条第一項中「次条」の下に「及び第四十七条」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第四十六条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第六十四条において準用する条例第二十条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十七条中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第四十八条第一号中「指導員又は保育士」を、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十一条中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第三十一条及び第三十四条から第三十五条の二まで」を「第三十一条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十六条の二」に改め、「「条例」」の下に「とあり、第四十六条の二中「条例第六十四条において準用する条例」」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定を受けている三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以下「条例」という。）第五十九条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この規則による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第四十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に条例第六十六条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規規則第四十八条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 三重県規則第二十五号

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第七項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う資金の総額以上となるようにしなければならない。

第百十五条に次の一項を加える。

- 7 賃金及び条例第百五十一条第一項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第百十五条の二 条例第百五十二条において準用する条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び条例第百五十一条第一項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

第百十八条に次の一項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第百二十三条中「第四十六条、」及び「第四十六条中「条例」とあるのは「条例第百五十二条において準用する条例」とを削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第二十六号**

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「以下この条」を「第五項及び第六項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第四十九条の二 条例第六十五条において運用する条例第三十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び条例第六十四条第一項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

第五十二条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第五十七条中「から第十七条まで」を「第十六条」に、「第七条及び第十七条」を「及び第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第二十七号**

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第七十二条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七十三条の見出し及び同条第三項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七十四条から第七十七条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十八号

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成十年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条中「公告は、三重県公報に登載して行う」を「公告又はインターネットの利用による公表については、三重県ホームページに掲載して公表することとする」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「公告」を「公表」に改め、同条第二項中「公告については、第四条第一項の規定を準用する。」を「公表については、三重県ホームページに掲載して行う。」に改める。

第二十四条中「仮認定及び」を「特例認定及び」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十九条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第三十一条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第一号様式中 住所又は居所 氏名 (電話番号) [ 法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名 ] を

住所又は居所 氏名 (電話番号) ㊦ に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考

第一項とし、備考第三項を備考第二項とする。

第二号様式中 申請者 住所又は居所 特定非営利活動法人の名称 氏名 (電話番号) を

申請者の住所若しくは居所 又は特定非営利活動法人の名称 申請者氏名又は代表者氏名 (電話番号) ㊦ に改め、備考第一項を削り、備考

第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、備考第四項を備考第三項とする。

第三号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改め、備考を次のように改める。

備考 届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 当該登記をしたことを証する登記事項証明書
(2) 財産目録

第四号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項から備考第七項までを一項ずつ繰り上げ、同様式備考第八項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同項を同様式備考第七項とする。

第五号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、同様式備考第四項中「3に掲げる」を「2に掲げる」に改め、同項を備考第三項とし、同様式備考第五項中「3及び4」を「2及び3」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営

利活動法人」を、「仮認定の」を「特例認定の」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削り、回項第四号を次のように改め、回項を回様式備考第四項とする。

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

第六号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、回様式備考第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、回項を回様式備考第三項とする。

第七号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、回様式備考第三項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、回項を回様式備考第二項とする。

第八号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、回様式備考第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、回項を回様式備考第三項とする。

第九号様式中「氏名」を「氏名 ㊦」に改める。

第十号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考を次のように改める。

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付してください。

第十一号様式中「氏名」を

「氏名 ㊦」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項に改める。

第十二号様式中「氏名」を

「氏名 ㊦」に改め、備考を次のように改める。

備考 当該清算人の就任の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

第十三号様式中「氏名」を

「氏名 ㊦」に改め、備考を次のように改める。

備考 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。

第十四号様式中「氏名」を

「氏名 ㊦」に改め、備考を次のように改める。

備考 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

第十五号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、備考第四項を備考第三項とする。

第十六号様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名 ㊦」に改め、備考を次のように改める。

備考 届出書には、次の書類を添付してください。なお、これらの書類は、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項に掲げる書類を読み替えたものとします。

- (1) 当該登記をしたことを証する登記事項証明書
(2) 財産目録

第十七号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十八号様式中「代表者の氏名」を

「代表者の氏名 ㊦」を、「仮認定」を「特例認定」に改め、備考第一項を削り、

備考第二項を備考第一項とし、備考第三項から備考第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十九号様式中「代表者の氏名」を



「  
 代表者の氏名 [ ] 〇 に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、  
 」  
 備考第二項から備考第五項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」とし

「  
 代表者の氏名 [ ] を [ 代表者の氏名 [ ] 〇 ] とし  
 」  
 「（仮認定）」を「（特例認定）」に改め、備考を次のように改める。

備考 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

第二十一号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」とし

「  
 代表者の氏名 [ ] を [ 代表者の氏名 [ ] 〇 ] とし  
 」  
 「（仮認定）」を「（特例認定）」に改め、備考を削る。

第二十二号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」とし

「  
 代表者の氏名 [ ] を [ 代表者の氏名 [ ] 〇 ] とし  
 」  
 「（仮認定）」を「（特例認定）」に改め、「（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）」を削り、備考第二項を削り、備考第三項を備考第二項とする。

第二十三号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」とし

「  
 代表者の氏名 [ ] を [ 代表者の氏名 [ ] 〇 ] とし  
 」  
 「（仮認定）」を「（特例認定）」に改め、備考第二項を削り、備考第三項を備考第二項とする。

第二十四号様式を次のように改める。

**第 24 号様式 削除**

第二十五号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」とし、「仮認定」を「特例認定」とし

「  
 代表者の氏名 [ ] を [ 代表者の氏名 [ ] 〇 ] とし  
 」

改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項から備考第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十六号様式中 [ ] を  
 「  
 代表者の氏名 [ ] 〇 に、

「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式備考第一項中  
 」

「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式中備考第二項を削り、備考第三項を備考第二項とし、備考第四項を備考第三項とし、備考第五項を備考第四項とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

地方税法第三十七条の二第一項第四号の着附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十九号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の着附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第三十七条の二第一項第四号の着附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第七号中「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を削る。

第二十四條の見出し中「等」を削り、同条第二項を削る。

第一号様式及び第二号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改め、備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項とし、備考第三項を備考第二項とし、備考第四項を備考第三項とする。

第三号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

備考 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 主たる事務所の所在地の変更の場合（県外に変更した場合に限る。） 所轄庁の発行する定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し
- (2) 役員の変更の場合 条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿
- (3) 代表者の氏名の変更の場合（(2)の場合を除く。） 当該変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

第四号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改め、備考を次のように改める。

備考 条例第3条第2項第2号に掲げる事業の変更内容を説明する書類並びに条例第4条第1項第2号並びに第8号イ及びロに掲げる基準に適合する旨を証明する書類を添付してください。

第五号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削り、備考第二項を削り、備考第三項を備考第二項とする。

第六号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改め、備考第二項を削り、備考第三項を備考第二項とする。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

第八号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第九号様式中 「代表者の氏名」を

「代表者の氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の地方税法第三十七条の二第二項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十号

三重県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

三重県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和三十二年三重県規則第三十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十一号

三重県道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

三重県道路占用等に関する規則（昭和三十九年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

第二号様式中

「**山崎英樹** ぎて」を  
 「**山崎英樹** ぎて  
 (一 一 )」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十二号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第三条）」を

「第一章 総則（第一条―第三条）」を

第一章の二 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第三条の二―第三条の六）に改める。

第一章の三 建築物の建築に関する届出等（第三条の七）

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

（知事が定める図書）

第三条の二 省令第一条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第一条第一項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。

3 省令第一条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第一の二の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(軽微変更該当証明の交付申請)

第三條の三 省令第十一條の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書(様式第一号)の正本及び副本に、それぞれ省令第一條第一項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第三條に規定する軽微な変更該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書(様式第一号の二)を交付するものとする。

(取下げ)

第三條の四 法第十二條第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第十一條の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第一号の三)により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。

(記載事項等の変更)

第三條の五 建築主は、省令第四條第一項第一号の規定による適合判定通知書又は第三條の三第二項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届(様式第一号の四)により知事に届け出なければならない。

第三條の六 前三條の規定は、知事が法第十五條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

第一章の三 建築物の建築に関する届出等

(知事が定める図書)

第三條の七 省令第十二條第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の三の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第十二條第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第一の四の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

第五條第一項中「第一條第一項」を「第二十三條第一項」に、「別表第一」を「別表第一の五」に改め、同條第二項中「第一條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、「(昭和四十二年法律第百号)」を削り、同條第三項中「第一條第三項」を「第二十三條第三項」に改める。

第六條中「様式第一号」を「様式第一号の五」に改める。

第七條中「第三條第二項」を「第二十五條第二項」に、「第六條」を「第二十八條」に改める。

第九條中「第四條」を「第二十六條」に改める。

第十四條第一項及び第二項中「第七條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同條第三項中「第七條第二項」を「第三十條第三項」に改める。

別表第一中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)」を「住宅品質確保法」に改め、同表を別表第一の五とし、附則の次に次の四表を加える。

別表第1(第3條の2関係)

区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般財団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。)に基づく評価書の交付を受けた場合(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	BELSに基づく評価書の写し

別表第1の2(第3條の2関係)

区分	図書の種類
別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	省令第1條第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書(BELSに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。)

別表第1の3(第3條の7関係)

区分	図書の種類
全ての届出	付近見取図(都市計画法第11條に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。)

届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であって、当該住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
届出に係る建築物が、BELSに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）	BELSに基づく評価書の写し

別表第 1 の 4（第 3 条の 7 関係）

区分	図書の種類
別表第 1 の 3 の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）
別表第 1 の 3 の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）

別表第 1 の 3 の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合

別表第 1 の 3 の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合

## 様式第1号（第3条の3関係）

（第一面）  
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称 印  
代表者の氏名  
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

## 備考

- 1 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（規格A4）

様式第1号の2（第3条の3関係）

軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

様

三重県知事

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は大切に保管してください。

様式第1号の3（第3条の4関係）

取下げ届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

1 提出（申請）した規定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の3第1項

2 提出（申請）年月日

年 月 日

3 提出（申請）に係る建築物の位置

4 取下げ理由

備考 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（規格A4）



様式第1号の4（第3条の5関係）

記載事項等変更届			
年 月 日			
三重県知事 宛て			
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）			
届出者			
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印			
下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。			
変 更 の 内 容	建築主等の住所 氏名・名称	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
適合判定通知書年月日番号 又は 軽微変更該当証明書年月日番号		年 月 日 第 号	設計者 住所 氏名 電話
主 要 用 途			
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄	備 考		

備考 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（規格A4）

様式第五号中「施行規則第4条」を「施行規則第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十三号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「公営住宅法に規定する公営住宅」を「三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）第二条第一号に規定する県営住宅」に改める。

別表一の項を次のとおり改める。

一	サンシャイン千里	津市	高層耐火	三LDK	平成六	四	六九、〇〇〇 円
---	----------	----	------	------	-----	---	----------

別表二の項中「中層耐火」を「高層耐火」に、

「

八	八三、〇〇〇
---	--------

」を「

三	八三、〇〇〇
---	--------

」に改める。

第一号様式の表中

「

フリガナ	性別

」を「

フリガナ

」に、「公営住宅」を「県営住宅」に改

める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 改正前の第一号様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第三条の三に次の三号を加える。

九 炭坑離職者

十 公害により健康に被害を受けている者で知事が定める要件を備えているもの

十一 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等

第七条第二項第五号を次のように改める。

五 条例第三十九条第一項第一号から第六号のいずれかに該当する者

第七条第二項に次の一号を加える。

六 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第九条第二項第七号において同じ。）、直系親族及び三親等以内の傍系親族のいずれでもない者

第七条第三項中「前項第三号及び第四号」を「前項第四号及び第五号」に、「公営住宅法第二十七条第五項」を「条例第十二条第一項」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第十三条第一項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）

二 当該承認を受けようとする者が条例第六条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者であった場合

三 当該承認を受けようとする者が条例第六条第一項第三号イからニまでに掲げる者であった場合

四 当該承認を受けようとする者が地方税を滞納している者であった場合

五 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第124号）第九条第一項に規定する金額を超える者であった場合

六 当該入居者が条例第三十九条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者であった場合

七 当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者又は第三条の三各号に掲げる者でない場合

3 知事は、当該承認を受けようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情により、入居の承継をさせることが必要であると認めるときは、前項第五号から第七号までの規定にかかわらず、承認をすることができる。

第十八条（見出しを含む。）中「県営住宅への」を「公営住宅への」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（社会福祉事業等に使用する場合の使用料）

第二十二條 条例第四十二條に規定する使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃（条例第四十條第一項の規定により許可を受けた社会福祉法人等から、当該許可に係る県営住宅に現に居住する者の収入について申告があつた場合にあつては、当該県営住宅に現に居住する者の収入の合計額を当該県営住宅の入居者の収入とみなして、条例第十四條の規定に準じて算定した額）とする。

第二十五條の見出し中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、同條中「県営住宅を」を「公営住宅を」に、「これらの規定中「県営住宅」とあるのは、「県営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）」と」を「第十一条、第十三条、第十四条及び第二十條の規定中「県営住宅の」とあるのは「公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）の」と、第十四条及び第十九條の規定中「県営住宅を」とあるのは「公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）を」と、第十八條の規定中「公営住宅」とあるのは「公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）」と」に改める。

別表第二号の項中

昭和三四 (昭和五三改良分)	三
昭和三四 (昭和五三改良分)	一

を

昭和三四 (昭和五三改良分)	四
-------------------	---

に改め、同表第二〇号の項及び第二

一号の項を次のように改める。

110	千里団地	津市	簡易耐火 平屋	昭和四〇 (昭和五三改良分)	11
				昭和四〇 (昭和五四改良分)	1
				昭和四〇 (昭和五五改良分)	5
				昭和四〇 (昭和五六改良分)	11
				昭和四一	11
				昭和四一 (昭和五四改良分)	11
				昭和四一 (昭和五六改良分)	3
				昭和四一 (昭和六〇改良分)	11
				昭和四一	1
				昭和四一 (昭和五五改良分)	11
				昭和四三	1
				昭和四三 (昭和五六改良分)	11
				昭和四四	11
				昭和四四 (昭和五五改良分)	4
			簡易耐火 一階	昭和四〇 (昭和五六改良分)	3
				昭和四〇 (昭和五七改良分)	6
				昭和四〇 (昭和五九改良分)	1
				昭和四〇 (昭和六〇改良分)	11
				昭和四一	11
				昭和四一 (昭和五六改良分)	6
				昭和四一 (昭和五七改良分)	1
				昭和四一 (昭和五九改良分)	4
				昭和四一	11
				昭和四一 (昭和五七改良分)	1
				昭和四一 (昭和五九改良分)	1
				昭和四三	1
				昭和四三 (昭和五六改良分)	1
				昭和四三 (昭和五七改良分)	6
				昭和四三 (昭和五九改良分)	11
				昭和四四	5
				昭和四四 (昭和五六改良分)	1

二二 里サンシャイン千 津市	中層耐火	昭和五一	四
		昭和五〇	四
		昭和四九	六
		昭和四七	六
		(昭和六〇改良分)	二
		(昭和五九改良分)	八
		(昭和四四改良分)	七
		昭和五一	二〇
		昭和五〇	三〇
		昭和四九	一六
		昭和四八	三〇
		昭和四五	八八
		昭和四四	四八
		昭和四三	三二
		昭和四二	三二
昭和四一	四八		
(平成二改良分)	三		
昭和四〇	四二		
二二 里サンシャイン千 津市	高層耐火	平成 六	二
		平成 六	二二
		平成 六	四
		平成 六	二二
		平成 六	一
		平成 六	四四
		平成 六	九
		平成 六	六
二二 里サンシャイン千 津市	高層耐火	平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六
		平成 六	六

別表第一六号の項を次のように改める。

二六 丸之内ハイッ西 津市	高層耐火	平成 五	二
		平成 五	二
		平成 五	六
		平成 五	一六
		平成 五	二
		平成 五	六

別表第三四号の項中

昭和五三	二四
昭和五三	二四
昭和五四	三二
昭和五五	四〇
昭和五五	四八

を

昭和五三	四八
昭和五四	三二
昭和五五	八八

に改め、同表第三八号の項中「中層

耐火」を「高層耐火」に、

一DK	平成二二	一六
一LDK	平成二二	八
三DK	平成二二	七
一LDK身障用	平成二二	一

を

一DK	平成一一	一六
一LDK	平成一一	八
三DK	平成一一	七
三LDK	平成一一	五
一LDK身障用	平成一一	一

に改め、同表第四〇号及び第五七号の項中

昭和四五	一一
昭和四五	一一

を

昭和四五	一四
------	----

に改め、同表第七〇号の項中

三LDK	平成五	一八
三LDK	平成五	六
三LDK	平成七	九
三LDK	平成七	三

を

三LDK	平成五	一四
三LDK	平成七	一一

に

改める。

第一号様式中

フリガナ	性別

を

フリガナ

に改める。

様式第15号

年間所得額	性別
円	男・女
円	男・女
円	男・女
円	男・女
円	男・女
円	男・女

年間所得額
円
円
円
円
円
円

を

に

住 所	性別
電話番号	男・女
電話番号	男・女
電話番号	男・女
電話番号	男・女

住 所
電話番号
電話番号
電話番号
電話番号

を

に改める。

第十五号様式中「県道所在地」を「公道所在地」に

性別	生 年 月 日 (年 齢)

生 年 月 日 (年 齢)

を

に改める。

附 則

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の三、第一号様式、第七号様式及び第十五号様式の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 改正前の第一号様式、第七号様式及び第十五号様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使

用することができる。

## 人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

目次中「競争試験」を「採用試験」に、「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用の」を「採用の」に改める。

第十条第一項中「競争試験」を「採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）」に改め、「任用候補者名簿（及び「又は昇任候補者名簿をいう。）」を削り、第二項中「試験」を「採用試験」に改める。

第十一条の見出し中「競争試験」を「採用試験」に改め、「又は昇任」を削り、同条第一項中「又は昇任」及び「第十五条及び第十六条」を削り、「競争試験」を「採用試験」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第二項中「採用については」を削り、「昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第十二条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改める。

第十四条第三号、第五号及び第六号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第十七条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「競争試験」を「採用試験」に改める。

第十八条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「及び第十五条」を削り、同条第二項中「競争試験」を「採用試験」に、「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用に」を「採用に」に改め、「し又は昇任」を削る。

第十九条第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用の」を「採用の」に、「任用すべき」を「採用すべき」に改める。

「第三章 競争試験」を「第三章 採用試験」に改める。

「第一節 競争試験総則」を「第一節 採用試験総則」に改める。

第二十七条の見出し中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第一項中「競争試験」を「採用試験」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 三重県職員採用候補者A試験
- 二 三重県職員採用候補者B試験
- 三 三重県職員採用候補者C試験
- 四 三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験
- 五 三重県警察官採用候補者試験
- 六 市町立小中学校職員採用候補者B試験
- 七 市町立小中学校職員採用候補者C試験

第二十七条第二項中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第三十一条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第三十三条（見出しを含む。）中「競争試験」を「採用試験」に改める。

「第二節 競争試験の告知」を「第二節 採用試験の告知」に改める。

第三十四条第三項を削る。

第三十五条第二項を削る。

第三十六条中「競争試験」を「採用試験」に改める。



第四十一条第二項を削る。

「第五章 任用候補者」を「第五章 採用候補者」に改める。

「第一節 任用候補者名簿」を「第一節 採用候補者名簿」に改める。

第四十六条の見出しを「(採用候補者名簿)」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿の二種と」を削る。

第四十七条第一項及び第二項中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第四項第四号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第四十八条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第五十条の前の見出し及び同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第三号中「任用」を「採用」に改める。

第五十一条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五十二条(見出しを含む。)中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第五十三条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

「第二節 任用候補者の提示」を「第二節 採用候補者の提示」に改める。

第五十六条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用すべき」を「採用すべき」に改める。

第五十八条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に、「任用に」を「採用に」に改める。

第五十九条(見出しを含む。)中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第六十条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

「第三節 任用の辞退」を「第三節 採用の辞退」に改める。

第六十一条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改める。

第六十五条(見出しを含む。)中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の見出し及び二条を加える。

(扶養手当の支給)

第六条の二 条例第十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第六条の三 条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものとする。

第七条の見出しを削り、同条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかにあてはまる事実が生じた場合においては」を「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び第六条の二に規定する職員(以下「行九級以上職員等」という。)にあつては、条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)に限る。)がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に同項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)がある場合又は職員に次の各号のいずれかにあてはまる事実が生じた場合においては、」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、そのことを含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「条例第十二条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「(行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)」を加え、「扶養親族がない

職員」を「行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員」に、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に、「行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日、」を、「の扶養親族」の下に「（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち条例第十二条第四項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び前条に規定する職員（以下「行八級職員等」という。）が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のものが行九級以上職員等となつた場合
- 六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るもののうち条例第十二条第四項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第七条第十三項を削る。

第八条第四項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の人事委員会規則七―二（職員の給与の支給に関する規則。以下「改正後規則」という。）第六条の二、第六条の三及び第七条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後規則第七条の規定の適用については、同条第一項中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び第六条の二に規定する職員（以下「行九級以上職員等」という。）にあつては、条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に同項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「そのこと」とあるのは「そのこと（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、そのことを含む。）」と、同項第一号中「場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親

族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する扶養親族である子」という。）又は同項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。））」とあるのは

日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第

二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、 「なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後規則第六条の二、第六条の三及び第七条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後規則第七条の規定の適用については、同条第一項中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び第六条の二に規定する職員（以下「行九級以上職員等」という。））」にあつては、条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に同項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を具備するに至つた者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同項第二号中「扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号」とあるのは「条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）又は同項第三号」と、「場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係る

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第六条の二並びに第七条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後規則第六条の三及び第七条の規定の適用については、第六条の三中「条例第十二条第三項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三重県条例第七号）附則第四項の規定により読み替えられた条例第十二条第三項」と、「もの」とあるのは「もの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの」と、第七条第一項中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び第六条の二に規定する職員（以下「行九級以上職員等」という。）にあつては、条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）に限る。）がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に同項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号」とあるのは「条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）又は同項第三号」と、「場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「八級であるもの」とあるのは「八級以上であるもの」と、「行八級職員等」という。）が行八級職員等及び行九級以上職員等」とあるのは「行八級以上職員等」という。）が行八級以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級以上職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「行八級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」とする。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十六（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十六（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十六（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条中「小児診療センターあすなろ学園」の下に、「動物愛護推進センター」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

	「へき地医療総括監	を	「医療政策総括監	
別表第一知事部局の項中	雇用経済企画総括監		へき地医療総括監	に、
	首都圏営業拠点運営総括監		首都圏営業拠点運営総括監	
	「		市町連携総括監	」

「県民の声相談監  
統計利活用監」を「県民の声相談監」に、「競技力向上推進監」を「移住促進監」に改め、同表警察の項中  
「科学捜査研究所長  
警備対策監」を「科学捜査研究所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤労手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤労手当に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤労手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第十一条第二項第四号中「期間」の下に「（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認又は勤務時間条例第十七条の規定による介護休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間に係る給与額を減額された期間を除く。）」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「九十日を超えて勤務しなかつた期間」を「勤務しなかつた全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十七条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

別表第一公安職給料表の項職員の欄中「警視の職にある職員」の下に「（人事委員会が別に定めるものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第二条中「第十七条の三第一項」を「第十七条の三第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 条例第十七条の三第一項第二号に規定する職は、医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員及びこれらの職員との均衡上特に必要があると認められる職員であらかじめ人事委員会の承認を得た職員の職とする。  
第三条を次のように改める。

第三条 条例第十七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（旧専門学校令による専門学校で人事委員会の定めるものを含む。以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た場合にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た場合

にあつては二十八年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの

- 一 前条第二項に規定する職に採用された職員であつて、獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)に規定する獣医師免許証を有するもの

第四条中「第二条の」を「第二条第一項又は第二項に規定する」に、「前条」を「前条第一号又は第二号」に改める。

第五条第一項中「三十五年」の下に「(第三条第二号に規定する職員及び前条の規定により第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員にあつては、十二年)」を加え、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項又は第二項」に改める。

第五条の二中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「十五年」の下に「、第二条第二項に掲げる職に係るものにあつては三年」を加える。

第六条第一項中「第三条の職員及び第四条の職員」を「第三条第一号又は第二号に規定する職員及び第四条に規定する職員」に、「第三条の職員又は第四条の職員」を「第三条第一号に規定する職員又は第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員」に、「第四条の職員となつた日」を「第四条の規定により第二条第一項に規定する職を占めることとなつた日」に、「大学院」を「学校教育法に規定する大学院」に改め、同条第二項中「規程」を「規定」に改める。

第八条中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に、「第三条」を「第三条第一号及び第二号」に改める。別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員		第2条第2項に掲げる職を占める職員
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会 が認める職を占める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員	
1 年 未 満	368,000 円	308,000 円	30,000 円
1年以上 2年未満	368,000	308,000	30,000
2年以上 3年未満	368,000	308,000	30,000
3年以上 4年未満	368,000	308,000	27,000
4年以上 5年未満	368,000	308,000	24,000
5年以上 6年未満	368,000	308,000	21,000
6年以上 7年未満	368,000	308,000	18,000
7年以上 8年未満	368,000	308,000	15,000
8年以上 9年未満	368,000	308,000	12,000
9年以上 10年未満	368,000	308,000	9,000
10年以上 11年未満	368,000	308,000	6,000
11年以上 12年未満	368,000	308,000	3,000
12年以上 13年未満	368,000	308,000	
13年以上 14年未満	368,000	308,000	
14年以上 15年未満	368,000	308,000	
15年以上 16年未満	368,000	308,000	
16年以上 17年未満	364,000	304,700	
17年以上 18年未満	360,000	301,400	
18年以上 19年未満	356,000	298,100	
19年以上 20年未満	352,000	294,800	
20年以上 21年未満	348,000	291,500	
21年以上 22年未満	331,100	277,700	
22年以上 23年未満	313,900	263,700	
23年以上 24年未満	297,200	250,200	
24年以上 25年未満	280,300	236,300	
25年以上 26年未満	263,400	222,600	

26年以上27年未満	242,600	205,000	
27年以上28年未満	222,200	187,900	
28年以上29年未満	201,800	170,600	
29年以上30年未満	181,000	153,000	
30年以上31年未満	159,100	135,000	
31年以上32年未満	137,200	116,700	
32年以上33年未満	115,500	98,800	
33年以上34年未満	83,600	72,800	
34年以上35年未満	53,800	48,500	

備考 1 この表に掲げる金額は、期間の区分の欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。

2 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表イの表知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局の項中

「コンビナート防災監

県民の声相談監 を「県民の声相談監」に、「競技力向上推進監」を「移住促進監」に、  
統計利活用監 」

「雇用経済企画総括監

首都圏営業拠点運営総括監 を「首都圏営業拠点運営総括監」に、  
首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 」

「担当課長（困難な業務を行うものに限る。）

「担当課長（困難な業務を行うものに限る。）」を コンビナート防災監 に改め、回  
検査監（困難な業務を行うものに限る。） 」

表警察の項中「隊長」を「隊長  
センター長」に改める。

別表ロの表中 「所長（困難な業務を行うものに限る。）  
警備対策監 」を「所長（困難な業務を行うものに限る。）」に改  
める。

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表イの表警察の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表イの表警察の項の規定は、平成二十九年三月二十七日から適用する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「雇用経済企画総括監 首都圏営業拠点運営総括監」を「首都圏営業拠点運営総括監

市町連携総括監」に、「県民の声相談監 統計活用監」を「県民の声相談監」に、「競技力向上推進監」を「移住促進監」に改め、「（行財政改革担当のものに限る。）」を削り、同養教育委員会事務局の項中「教育長 副教育長」を「副教育長」に、「組織及び採用担当」を「組織、採用及び法令担当」に、「（給与担当のものに限る。）」を「（給与担当のものに限る。）」市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び主事」に改める。

別表第二中

「職員研修センター	一所長 副所長	「を
「職員研修センター	一所長	「に、
「児童相談所	一所長 副参事	「を
「児童相談所	一所長 副所長 副参事	「に、
「食肉衛生検査所	一所長 副所長 副参事	「を
「食肉衛生検査所	一所長 副所長 副参事	「に改める。
「動物愛護推進センター	一所長	「

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条の三（見出しを含む。）中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の二第三号ロ」に改める。

第三条第二項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

第十五条第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に、「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則二二一二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第二に次の一号を加える。

九 全国知事会

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子



三重県人事委員会規則二三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第九条第一項の」の下に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第九条第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二条の二に定める者とする。

第六条の五第一項第四号中「第六条の三」を「第六条の三第二項」に改める。

第六条の七及び第六条の八中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改める。

第六条の九を次のように改める。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等）

第六条の九 第六条の四から前条まで（第六条の五第一項第三号及び第四号並びに前条第一項第三号を除く。）の規定は、条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第六条の四及び第六条の五中「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項」と、第六条の五第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第六条の五第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六条の七第一項、同条第五項、前条第一項及び同条第二項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第四項」と、「第九条の二第一項」とあるのは「第九条の二第二項」と、第六条の七第二項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の」とあるのは「条例第九条第四項又は条例第九条の二第二項の」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「それぞれ条例第九条第四項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか又は条例第九条の二第二項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか」と、同条第三項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の」とあるのは「条例第九条第四項の」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項に」とあるのは「同項に」と、前条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

第六条の十中「前八条」を「前七条」に改め、「制限」の下に「又は免除」を加える。

第六条の十一第二項第二号中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）」を「育児休業条例」に改める。

第十一条第三号中「子」の下に「（条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十一号中「義務教育終了前の子」を「高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子」に改める。

第十二条に次の六項を加える。

- 3 条例第十六条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十二条の二中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

第十三条第一項中「一時間」の下に「、介護時間にあつては三十分」を加え、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

6 介護時間は、一日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第十六条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第十六条第一項」の下に「又は第十六条の二第一項」を加える。

第十六条の二中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

第十七条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第二十条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十六条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

別表第三中備考第四項を備考第五項とし、備考第三項を備考第四項とし、備考第二項を備考第三項とし、備考第一項の次に次の一項を加える。

2 子には、条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三重県条例第九号。以下「平成二十九年改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり勤務時間規則第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

##### （準備行為）

7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会  
教育委員会  
規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十四条第二項第五号中「九百円」を「千三百円」に改める。

第十八条第一項の表中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

別表第二中 「松阪市立波瀬小学校」を「松阪市立波瀬小学校」に、「熊野市立上川小学校」を「熊野市立上川小学校」に、「度会郡南伊勢町立南島西小学校」を「度会郡南伊勢町立南島西小学校」に、「伊賀市立比自岐小学校」を「伊賀市立比自岐小学校」に、「熊野市立入鹿小学校」を「熊野市立飛鳥小学校」に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第三中 「尾鷲市立三木小学校  
熊野市立新鹿小学校波田須分校  
熊野市立飛鳥小学校」を「北牟婁郡紀北町立西小学校」

北牟婁郡紀北町立矢口小学校
熊野市立新鹿小学校波須田分校
北牟婁郡紀北町立紀北中学校
熊野市立飛鳥中学校
南牟婁郡紀宝町立相野谷中学校

に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を

「平成二十九年四月一日」に改める。

「多気郡大台町立宮川小学校

別表第四中「多気郡大台町立宮川小学校」を 南牟婁郡御浜町立神志山小学校 に改め、「尾鷲市立北輪内南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校」

中学校」を 「尾鷲市立北輪内中学校 尾鷲市立輪内中学校」 に改め、同表備考中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

別表第六中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長	竹	川	博	子
三重県教育委員会委員長	森	脇	健	夫

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup>（第二号）<sup>三重県教育委員会規則</sup>）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「減額された期間」の下に「（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認又は勤務時間条例第十八条の規定による介護休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間に係る給与額を減額された期間を除く。）」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「九十日を超えて勤務しなかつた期間」を「勤務しなかつた全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長	竹	川	博	子
三重県教育委員会委員長	森	脇	健	夫

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年<sup>三重県人事委員会規則第二十一号</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>

の一部を次のように改正する。

別表第一ロ中「**中等は専修の小専修及び中専修**」を「**中等は小専修、中専修及び義務専修専修**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則**第五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年<sup>三重県人事委員会規則第四号</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>）の一部を次のように改正する。

第七条の三中「**第九条第一項の**」の下に「**常態として当該子を養育することができるものとして**」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例**第九条第一項**のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、職員**の育児休業等に関する条例**（平成四年三重県条例第一号。以下「**育児休業条例**」という。）**第二条の二**に定める者とする。

第七条の五**第一項第四号**中「**第七条の三**」を「**第七条の三第二項**」に改める。

第七条の七及び**第七条の八**中「**第九条の二**」を「**第九条の二第一項**」に改める。

第七条の九を次のように改める。

（**介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等**）

第七条の九 第七条の四から前条まで（**第七条の五第一項第三号及び第四号並びに前条第一項第三号を除く。**）の規定は、**条例第十六条第一項**に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「**要介護者**」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、**第七条の四及び第七条の五中「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項」と、第七条の五第一項第一号及び前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、第七条の五第一項第二号及び前条第一項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第七条の七第一項、同条第五項、前条第一項及び同条第二項中「**第九条第二項**」とあるのは「**第九条第四項**」と、「**第九条の二第一項**」とあるのは「**第九条の二第二項**」と、**第七条の七第二項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の**」とあるのは「**条例第九条第四項又は条例第九条の二第二項の**」と、「**条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか**」とあるのは「**それぞれ条例第九条第四項に規定する措置を講じることが著しく困難であるかどうか又は条例第九条の二第二項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか**」と、**同条第三項中「条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の**」とあるのは「**条例第九条第四項の**」と、「**条例第九条第一項又は条例第九条の二第一項に**」とあるのは「**同項に**」と、**前条第二項中「次の各号**」とあるのは「**前項第一号又は第二号**」と読み替えるものとする。**

第七条の十中「**前八条**」を「**前七条**」に改め、「**制限**」の下に「**又は免除**」を加える。

第七条の十一**第二項第二号**中「**職員の育児休業等に関する条例**（平成四年三重県条例第一号）」を「**育児休業条例**」に改める。

第十二条第七号中「**子**」の下に「（**条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。**）」を加え、**同条第十五号**中「**義務教育終了前の子**」を「**高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子**」に改める。

第十三条に次の六項を加える。

3 **条例第十六条第一項**に規定する職員の申出は、同項に規定する**指定期間**（以下「**指定期間**」という。）の**指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。**

- 4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。
- 6 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第四項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。
- 第十五条第一項中「一時間」の下に「、介護時間にあつては三十分」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項の次に次の一項を加える。
- 6 介護時間は、一日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
- 第十八条中「介護休暇」の下に「若しくは介護時間」を、「条例第十六条第一項」の下に「若しくは第十六条の二第一項」を加える。
- 第十九条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。
- 第二十二條第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「条例第十六条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の県委員会が人事委員会と協議して定める場合には、県委員会が人事委員会と協議して定める期間）」を加える。
- 別表第三中備考第四項を備考第五項とし、備考第三項を備考第四項とし、備考第二項を備考第三項とし、備考第一項の次に次の一項を加える。
- 2 子には、条例第九条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十九年改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）
- 2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三重県条例第二十七号。以下「平成二十九年改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第十六条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、教育委員会（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第三条第三項に規定する教育委員会をいう。以下同じ。）に対し行わなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成二十九年改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第二項の申出に基づき前項

若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

5 教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり勤務時間規則第十八条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかなる日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第三号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十条」に改める。

第十条第一項中「六課」を「五課」に、  
生活安全企画課  
地域課  
通信指令課  
を「生活安全企画課  
人身安全対策課」  
に改め、同条第二項中「  
許可等事務室及び子ども・女性安全対策室」

を「及び許可等事務室」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削る。

第十一条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 生活安全警察の運営に関する企画、調査、調整及び指導に関すること。

第十一条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第十二条を次のように改める。

（人身安全対策課）

第十二条 人身安全対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人身安全関連事案の対処（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二 子供及び女性を対象とする性犯罪等の未然防止対策（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 三 行方不明者の発見活動に関すること。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（地域部の分課）

第十六条 地域部に次の二課を置く。

- 地域課
- 通信指令課

2 地域課に自動車警ら隊、水上警察隊、鉄道警察隊及び警察航空隊を置く。





第二号中「生活安全部」の下に「地域部」を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

- 6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則(平成十二年三重県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「生活安全部」の下に「地域部」を加える。

### 人事選考細則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六十五(職員の任用に関する規則)に基づき、三重県人事委員会細則六十五十一(職員の任用に関する細則)の一部を改正する細則をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会細則六十五十一(職員の任用に関する細則)の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則六十五十一(職員の任用に関する細則)の一部を次のように改正する。

目次中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二条(見出しを含む。)中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第七条中「及び昇任」及び「し、昇任の場合については、勤務成績が良好であることを含むもの」とを削る。

第八条中「又は昇任」を削る。

第九条を次のように改める。

#### 第九条 削除

第十条の見出しを「(採用選考申請書)」に改め、同条第一項中「又は昇任」を削り、「任用選考申請書」を「採用選考申請書」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「採用のときは」を削る。

第十一条の前の見出し及び同条中「任用選考申請書」を「採用選考申請書」に改める。

第十二条中「任用選考申請書」を「採用選考申請書」に改める。

「第五節 任用候補者」を「第五節 採用候補者」に改める。

第十四条の見出しを「(採用候補者名簿)」に改め、同条中「及び昇任候補者名簿」、「それぞれ」及び「及び第八号様式」を削る。

第十五条の見出しを「(採用候補者提示書)」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「又は第十号様式による昇任候補者提示書」を削る。

第十六条の見出しを「(採用候補者選択結果通知書)」に改め、同条中「(昇任)」を削る。

第十七条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任」を削る。

第一号様式中「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に、「採用候補者名簿」を「採用候補昇任者名簿」に改める。

第六号様式中「任用選考申請書(採用)」を「採用選考申請書」に、「任用の」を「採用の」に、「任用しようとする」を「採用しようとする」に、「任用を」を「採用を」に改める。

第六号様式の二を削る。

第八号様式を次のように改める。

#### 第8号様式 削除

第十号様式を次のように改める。

#### 第10号様式 削除

第十一号様式中「採用昇任候補者」を「採用候補者」に改める。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第17条関係）

（表）

.....(候補者名).....様	第 号 年 月 日				
	.....(所在地)..... .....(通知者名).....				
就職についての意向調査					
当庁は、人事委員会からの推薦に基づいて、あなたを下記の職への採用候補者の1人として考慮しております。参考のため、あらかじめあなたの意向を承知したいので、下の意向調査に記入の上、これを切り取り線から離し、本信受領後10日以内に届くよう当庁 課あて送付してください。この調査の回答を怠る場合には、人事委員会にある採用候補者名簿から削除されますから御注意ください。					
この調書は、単に下記の職への採用についてあなたの意向をお尋ねするためのもので、まだ採用が決定したわけではありませんから、現在勤めている職場を辞めることのないよう御注意ください。					
職 名		職 級		給 料	
勤 務 庁 名		所 属 名		勤 務 地	
職 務 内 容					
_____ (切 取 り 線) _____ 意 向 調 査 書					
				年 月 日	
.....(通知者名).....宛て				.....(候補者名).....	
先に推薦された 職への就職についての意向調査について、下記のとおり回答します。					
（次の項目のうち該当する項目の□の中に×印を入れてください。）					
<input type="checkbox"/> 私は、この職への就職を希望しますから採用について考慮してください。					
<input type="checkbox"/> 私は、都合により、この職への就職を希望しません。人事委員会の採用候補者名簿から削除されても構いません。					
<input type="checkbox"/> 私は、この職への就職を希望しますが、裏面の辞退届を提出しますから、人事委員会の採用候補者名簿からは削除しないで、改めて推薦してください。					

(裏)

## 注 意

- 1 任命権者は、人事委員会から推薦された候補者のうちから適当な人を選択し、採用することができます。選択された候補者にはその旨通知します。就職を希望したにもかかわらず選択されなかった候補者は将来の推薦に備えて、採用候補者名簿に引き続き記載します。
- 2 採用されるまでは、特に明示された場合のほかは、旅費は各自の負担となります。
- 3 就職後 6 月間は、条件付採用期間で、正式の採用となるためには、その間を良好な成績で勤務することが必要です。

( 切 取 り 線 )

辞 退 届

年 月 日

.....宛て  
 ..(通知者名).....

.....  
 ..(候補者住所).....

.....  
 ..(候補者名)..... 印

私は下記に示す時期まで採用を辞退したいので、この旨届け出ます。

(次の項目のうち該当する項目の□の中に×印を入れてください。)

- 年 月 日まで
- 次に人事委員会から推薦されるまで
- 改めて人事委員会あて通知するまで

辞退の理由

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第一号

三重県企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁組織規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 機電管理監

第六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第七条第一項第四号を次のように改める。

四 機電管理監 上司の命を受けて機電関係施設の保安に関する事務を処理すること。

第七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とする。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第二号

三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁事務決裁及び委任規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「電気事業対策総括監」を削り、同条第十一号中「危機・事業管理監、RDF発電監、資産管理監、機電管理監」を「機電管理監、RDF発電監」に改める。

別表(3)の表第一号の項第八号を次のように改める。

8	委託料	18	土地登記、汚泥処理、施設保守、計装、計算機等の点検及び除塵処理業務委託		全 額			全 額		全 額		
			測量、調査及び設計並びに浄水場等の運転管理業務委託	5,000万円以上	5,000万円未満		1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満		5,000万円未満		
			その他		全 額		5,000万円以上	5,000万円未満		全 額		

別表(3)の表第一号の項第二十号を次のように改める。

20	35 請負工事費 (修繕工事を 含む。)	3億円 以上		3億円 未満		7,000 万円以 上 3億円 未満	7,000 万円未 満		3億円 未満	
----	----------------------------	-----------	--	-----------	--	--------------------------------	-------------------	--	-----------	--

別表(4)の表第一号の項中

車両及び船 舶			全 額						
------------	--	--	-----	--	--	--	--	--	--

を

車両及び船 舶			全 額		全 額			全 額	
------------	--	--	-----	--	-----	--	--	-----	--

に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「の子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第二項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び第十六条の二第二項に規定する者を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)」を、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「次条」を「第四項及び次条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 庁長は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「給与条例」という。)第十九条第二項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第七条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 庁長は、要介護者のある職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を越えて、正規の勤務時間以外の時間に勤務をさせてはならない。

第七条の三の見出し中「意見」の下に「又は介護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 庁長は、要介護者のある職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間以外の時間に勤務をさせてはならない。

第十二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護時間

第十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第十四条第一項中「及び特別休暇」を「特別休暇及び介護休暇」に改め、「(一時間)」の下に「介護時間にあつては三十分」を加える。

第十六条の二第一項中「部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の

勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）」を「給与条例第十九条第二項の部分休業」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「（平成四年三重県条例第一号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 給与条例第十九条第二項のその他これらに準ずる者として管理者が定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二条の二に定める者とする。

第十六条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 給与条例第十九条第二項の管理者が定める職員の申出は、同項に規定する指定期間（次条において「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿（第五号様式の二）に記入して、所属長に対し行わなければならない。

第十六条の四中「職員は」の下に「前項の指定期間内において」を加え、「（第五号様式の二）」を削り、「より所属長の承認を受けるとともに、介護休暇届（第五号様式の三）を庁長に提出しなければ」を「記入して所属長の承認を受けなければ」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

介護休暇を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿に記入して所属長に申出を行い、指定期間の指定を受けなければならない。

第十六条の六を第十六条の七とし、第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十六条の五 庁長は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、給与条例第十九条第二項の介護時間を承認することができる。

- 2 介護時間を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間休暇簿（第五号様式の三）に記入して所属長の承認を受けなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、介護時間については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

第五号様式の二及び第五号様式の三を次のように改める。

第5号様式の2 (第16条の4関係)

(第 一 面)

介 護 休 暇 簿		氏名	所属
※ 要介護者 に関する 事項	氏名	※ 介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	
	続柄		
	同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>		
介護が必要となった時期 年 月 日			
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定			
第1回			
※ 申出の期間	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
年月日から 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	
第2回			
※ 申出の期間	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
年月日から 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	
第3回			
※ 申出の期間	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
年月日から 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮			
第1回			
※ 延長・短縮 後の末日	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
(年月日から) 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	
第2回			
※ 延長・短縮 後の末日	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
(年月日から) 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	
第3回			
※ 延長・短縮 後の末日	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
(年月日から) 年月日まで		年月日から 年月日まで	
備考		備考	

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。延長又は短縮後の期間の指定を含む) について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。

(第二面)

介護休暇の請求・承認											
※	請求の日		期の時間		※請求年月日	※本人印	承認の可否	決裁		備考	
	年	月	日	時				分	時		分
年	月	日から	日	時	分						
年	月	日まで	日	時	分						
年	月	日から	日	時	分						
年	月	日まで	日	時	分						
年	月	日から	日	時	分						
年	月	日まで	日	時	分						
年	月	日から	日	時	分						
年	月	日まで	日	時	分						
年	月	日から	日	時	分						
年	月	日まで	日	時	分						

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護休暇の期間の一部について承認しなかった場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。



(第 三 面)

介護休業の取消し等									
※ 休業の取消し等の期間	日・時間数		※ 本人印	決 裁			備 考		
	年 月 日	時 分		年 月 日	時 分	備 考			
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							
年 月 日から	時 分	日							
年 月 日まで	時 分	時							

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

第5号様式の3 (第16条の5関係)

(第一面)

介 護 時 間		休 暇 簿		所 属	氏 名					
※	氏 名	※		要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	承認の 可否	※ 本人印	※ 請求 年月日	決 裁	備 考	
	続 柄									
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居							
	介護が必要となった時期	年	月 日							
連続する3年の期間		年	月 日	年	月 日	日	日	日	日	日
※	請求の期間	年	月 日	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間
年	月 日から	<input type="checkbox"/> 毎	日 (その他)	午前	午後	分	分	分	分	分
年	月 日まで	<input type="checkbox"/> (	)	午後	午後	分	分	分	分	分
年	月 日から	<input type="checkbox"/> 毎	日 (その他)	午前	午後	分	分	分	分	分
年	月 日まで	<input type="checkbox"/> (	)	午後	午後	分	分	分	分	分
年	月 日から	<input type="checkbox"/> 毎	日 (その他)	午前	午後	分	分	分	分	分
年	月 日まで	<input type="checkbox"/> (	)	午後	午後	分	分	分	分	分
年	月 日から	<input type="checkbox"/> 毎	日 (その他)	午前	午後	分	分	分	分	分
年	月 日まで	<input type="checkbox"/> (	)	午後	午後	分	分	分	分	分

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかった場合は、その旨を備考欄に記入した上、当該承認し  
 なかった日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

(第 一 一 画)

※ 請 求 日		の 期 間		※ 請 求 年 月 日	※ 本人印	承認の可否 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決 裁			備 考
年 月 日	年 月 日	時 分	時 分							
年 月 日	年 月 日	午前	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午後	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午前	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午後	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午前	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午後	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午前	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午後	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午前	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日	年 月 日	午後	時 分			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

(第 三 面)

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本人印	決 裁			備 考
年月日	時間					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 午後 時 時 分 分					

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。  
平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第四号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十一年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 6 級の項中 「危機・事業管理監」を「機電管理監」に改め、同表 7 級の項を次のように改める。  
R D F 発電監  
資産管理監  
機電管理監

7 級	1 次長の職務 2 参事の職務	次長又は担当次長 工事検査総括監 参事 所長（次長級の職に限る。）
	3 本庁の困難な業務を行う課長の職務 4 困難な業務を行う所長、副所長又は部長の職務	次長又は担当次長（課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 本庁の課長又は担当課長（困難な業務を行うものに限る。） 所長又はセンター長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 10 条の規定により管理職手当を支給される職で、困難な業務を行うものに限る。） 部長（困難な業務を行うものに限る。）

別表第二本庁の項中 「担当次長」を「担当次長」に、  
「危機・事業管理監」を「機電管理監」に改める。  
R D F 発電監  
資産管理監  
機電管理監

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。  
平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第五号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。  
第三百二十五条の二第一号中「長良川用水系」を「長良川水系」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一」に改め、同表(3)各事業共通の科目の資本勘定の表中

「	国庫補助金	償却資産以外の固定資産に係る国庫補助金	」
を	国庫補助金 他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた 国庫補助金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた 他会計補助金	」

に改め、同表(3)各事業共通の科目の負債勘定の表中

「  
国庫補助金長  
期前受金  
」を  
「  
国庫補助金長  
期前受金  
他会計補助金  
長期前受金  
」に、

「  
国庫補助金長  
期前受金収益  
化累計額  
他会計補助金  
長期前受金収  
益化累計額  
」を  
「  
国庫補助金長  
期前受金収益  
化累計額  
他会計補助金  
長期前受金収  
益化累計額  
」に改める。

別表第二中

「  
消耗品費  
備消耗品費  
」を  
「  
備消耗品費  
」に改める。

別表第六中「消耗品費、」を削る。

第三十一号様式(その一)中「第32条、」を削る。

第三十一号様式(その二)中  
「  
資金前渡額  
(現金支給額)  
」を  
「  
控除後支払額  
」に

改める。

附 則

- 1 この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正前の三重県企業庁会計規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所定の修正をして使用することができる。

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

### 三重県企業庁管理規程第六号

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁建設工事検査規程(平成十年三重県企業庁管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「工事完成報告書(第二号様式)、委託業務完成報告書(第二号様式の二)」を「工事完成報告書、委託業務完成報告書」に改める。

第十二条の見出し中「改善等」を「改造等」に改める。

第二号様式及び第二号様式の二を次のように改める。

### 第2号様式及び第2号様式の2 監査

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁建設工事検査規程(以下「旧管理規程」という。)の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

**三重県企業庁管理規程第七号**

三重県水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

三重県水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「~~機~~ 電」を「~~機~~ 電 機 器 監 視」に改める。

別表第三中「参事」を「機電管理監」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

**三重県企業庁管理規程第八号**

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「~~機~~ 電」を「~~機~~ 電 機 器 監 視」に改める。

別表第三中「参事」を「機電管理監」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県脱塩洗灰処理施設保安規程を廃止する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県企業庁長 松 本 利 治

**三重県企業庁管理規程第九号**

三重県脱塩洗灰処理施設保安規程を廃止する管理規程

三重県脱塩洗灰処理施設保安規程（平成十六年三重県企業庁管理規程第十七号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

**病院事業庁管理規程**

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

**三重県病院事業庁管理規程第三号**

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁組織規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項の養経営支援・危機管理監の項から看護企画監の項までを削る。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

**三重県病院事業庁管理規程第四号**

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項第二号中「、経営支援・危機管理監、医務企画監及び看護企画監並びに」を「及び」に改める。

第十五条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親戚である職員に委託されている児童及び第三十条第二項に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「第四項及び」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 事業庁長は、第二十三条第十二号に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第十五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業庁長は、要介護者のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第十五条の二の見出し中「育児」の下に「又は介護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 事業庁長は、要介護者のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第十四条に規定する勤務をさせてはならない。

第二十条第一項中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第二十三条第十一号中「義務教育終了前の子」を「高等学校等を卒業し、又は修了するまでの子」に改める。

第二十四条第一項中「ため、」の下に「勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、病院事業職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

#### （介護時間）

第二十四条の二 介護時間は、病院事業職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

第二十五条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「職員は」の下に「、前項の指定期間内において」を加え、「より所属長の承認を受け、かつ、介護休暇届（第九号様式）を事業庁長に提出し」を「記入して所属長の承認を受け」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 介護時間を受けようとする病院事業職員は、あらかじめ介護時間休暇簿（第九号様式）に記入して所属長の承認を受けなければならない。

第二十五条第四項中「事業庁長」を「所属長」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 介護休暇を受けようとする病院事業職員は、あらかじめ介護休暇簿（第八号様式）に記入して所属長に申出を行い、指定期間の指定を受けなければならない。

第二十六条第一項中「一時間」の下に「、介護時間にあつては三十分」を加える。

第三十条第二項中「（平成四年三重県条例第一号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）第二十一条第二項のその他これらに準ずる者として管理者が定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二条の二に定める者とする。



第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式（第16条関係）

深夜勤務・時間外勤務制限等請求書

請求年月日 年 月 日	
所属長 _____ 様	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 <input type="checkbox"/> 第15条第2項 <input type="checkbox"/> 第15条の2 の <input type="checkbox"/> 制限 <input type="checkbox"/> 免除 を請求します。	
請求者 所 属 _____	
職 名 _____	
氏 名 _____ 印	
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名
	続 柄 等
	生 年 月 日 年 月 日生（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）
	養 子 縁 組 の 効 力 が 生 じ た 日 年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である  <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる）                 </div> <input type="checkbox"/> 無

<p>3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容</p>		
<p>4 請求に係る期間</p>	<p>深夜勤務の制限</p>	<p>年 月 日から □毎日 年 月 日まで □その他 ( )</p>
	<p>時間外勤務の制限又は免除</p>	<p>年 月 日から □1年 □1年に満たない期間 ( 月)</p>
<p>(注) 1の欄関係</p> <p>① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子（服務規程第15条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。）を記入すること。</p> <p>② 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、□出生予定日に✓印を記入すること。</p> <p>③ 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>2の欄関係</p> <p>① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。</p> <p>② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。</p> <p>3の欄関係</p> <p>この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>4の欄関係</p> <p>子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。</p>		

## 第4号様式（第16条関係）

## 育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

所属長 \_\_\_\_\_ 様

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり 深夜勤務  
時間外勤務 の 制限  
免除 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に  
ついて変更が生じたので届け出ます。

## 1 届出の事由

## (1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった  
(  離縁  養子縁組の取消  家事審判事件の終了  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による  
措置の解除 )
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる  
ものに該当することとなった

## (2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した  
(消滅の理由： \_\_\_\_\_ )

## 2 届出の事実が発生した日

年 月 日

第七号様式中「病院事業庁長」を「所属長」に改める。  
第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式 (第25条関係)

介護 休 暇 簿

(第 一 画)

氏名		所属		氏名	
続柄		※ 介護者の状態及び具体的な介護の内容			
同居・別居		□ 同居 □ 別居			
介護が必要となった時期		年 月 日			
※ 介護者に関する事項					

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定									
第1回			第2回			第3回			
※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人印	所属長の印	期間	※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人印	所属長の印	期間
年月日から 年月日まで				月 日	年月日から 年月日まで				月 日
備考			備考			備考			

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮									
第1回			第2回			第3回			
※ 延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人印	所属長の印	延長・短縮後の期間	※ 延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人印	所属長の印	延長・短縮後の期間
( 年月日から 年月日まで				月 日	( 年月日から 年月日まで				月 日
( 年月日から 年月日まで				月 日	( 年月日から 年月日まで				月 日
備考			備考			備考			

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護休暇の指定期間の指定(延長又は短縮後の期間の指定を含む)について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。

(第二面)

介護休暇の請求・承認													
※ 請求の		期		間		※ 請求		承認		備考			
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日				
年	月	日から	時	分	時	分	年	月	日	日・時間数	承認の可否	決	裁
年	月	日まで	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日	時	分	時	分	年	月	日	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護休暇の期間の一部について承認しなかった場合は、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかった日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合は、その旨を第三面に記入すること。

(第三面)

介護休暇の取消し等									
※ 休暇の取消し等の期間	年月日	時	時分～時分	日・時間数	※ 本人印	決 裁			備 考
	年月日	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					
	年月日から	時	時分～時分	日 時					
	年月日まで	時	時分～時分	日 時					

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。



第9号様式 (第25条関係)

(第一面)

所属		氏名		籍		職		簿		暇		間		時		護		介	
※ 要介護者に関する事項		氏名		※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		※ 請求年月日		※ 本人印		承認の可否		決裁		備考					
		続柄																	
連続する3年の期間		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで		年月日から年月日まで	
※ 請求の期間		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日	
年月日から年月日まで		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )	
年月日から年月日まで		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )	
年月日から年月日まで		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )	
年月日から年月日まで		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )		午前時～午後時		□毎日 □その他 ( )	

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかった場合は、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかった日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

(第二面)

※ 請 求 の 期 間	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	日 □毎日 □その他 ( )	期 間 時 間	※ 請 求 年 月 日	※ 本人印	承認の可否 □承認 □不承認	決 裁			備 考
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				
	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	□毎日 □その他 ( )	午前 時 分 午後 時 分			□承認 □不承認				

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

(第三画)

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本人印	決 裁			備 考
年 月 日	時 間					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 午後 時 分					

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程（平成十八年三重県病院事業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「専攻科」の下に「並びに中等教育学校」を加える。

第十条第三項中「消滅した日の属する月の翌月」を「消滅した日の属する月の前月」に改める。

第十一条第一項第二号中「貸与の対象となった職種」を「法に基づく助産師免許又は看護師」に改め、同項第三号中「貸与の対象となった職種の職員」を「おいて、助産師又は看護師」に改め、同項第四号中「貸与の対象となった職種の職員」を「助産師又は看護師」に改め、同条第四項中「看護師修学資金申請書」の下に「（第一号様式）」を加え、同条第五項中「看護師修学資金決定通知書」の下に「（第二号様式）」を加える。

第一号様式及び第三号様式中「びへ」を「びい」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三重県条例第三十七号）の施行の日から施行する。

三重県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員安全衛生管理規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「経営支援・危機管理監、医務企画監及び看護企画監」を削る。

別記様式中

生 年 月 日	性 別
年 月 日（ 歳）	男 女

を

「

生 年 月 日
年 月 日（ 歳）

に改める。」

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「工事完成報告書（第二号様式）、委託業務完成報告書（第二号様式の二）」を「工事完成報

申告書、委託業務完成報告書」に改める。

第二号様式及び第二号様式の二を次のように改める。

### 第2号様式及び第2号様式の2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁建設工事検査規程（以下「旧管理規程」という。）の規定により提出されている報告書その他の書類は、改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定により提出された報告書その他の書類とみなす。
- 3 旧管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用する事ができる。

## 告 示

### 三重県告示第237号

児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額（昭和61年三重県告示第322号）の一部を次のように改正し、平成29年4月分の徴収から適用します。

平成29年3月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

表1中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表備考3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考6中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

### 三重県告示第238号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第1に、三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）別表第19及び別表第20に規定する法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第2に、同条例別表第19及び別表第20に規定する法第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第3に定めます。

平成29年3月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
  - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（(3)に該当するものを除く。）
  - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
  - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
  - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
  - 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
    - (1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - (2) 第 1 の 2(2)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - (3) 第 1 の 2(3)に掲げる機関が、法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- 第 3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）Ⅰの第 1 の 1 の 1-2 及び 2 の 2-1 ただし書の規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に交付を受けた「都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定」（平成 28 年三重県告示第 244 号。以下「旧告示」という。）第 2 の 1(1)及び 2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第 2 の 1(1)及び 2(2)に規定する適合証とみなす。
- 3 旧告示は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。

#### 三重県告示第 239 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定にする法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。

平成 29 年 3 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 建築物エネルギー消費性能基準及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
  - (1) 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（(3)に該当するものを除く。）
  - (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
  - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
  - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。

(1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 第 1 の 2(2)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 第 1 の 2(3)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第 3 法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録住宅性能評価機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 法第 30 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書及び検査済証

(4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

(1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 第 1 の 2(2)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 第 1 の 2(3)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 1(2)に掲げる書面

(5) 1(3)に掲げる書面

第 4 法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 1 以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく評価方法

#### 附 則

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の日前に交付を受けた「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定」（平成 28 年三重県告示第 245 号。以下「旧告示」という。）第 2 の 1(1)及び 2(1)並びに第 3 の 1(1)及び 2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第 2 の 1(1)及び 2(2)並びに第 3 の 1(1)及び 2(2)に規定する適合証とみなす。

3 旧告示は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。

#### 三重県告示第 240 号

三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定する知事が別に定める用途を第 1 に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規

模を第4に定め、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に付属するものを除く。

- (1) 自動車車庫
- (2) 倉庫
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、建築物の非住宅部分全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものについて、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第4 工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

## 人事委告示

### 三重県人事委員会告示第1号

労働基準法による適用事業所分類表の決定（平成11年三重県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月28日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

表13の項中「児童相談所、児童相談センター」を「児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター」に改め、同表官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）の項中「福祉事務所」を「福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、児童相談センター」に改める。

### 三重県人事委員会告示第2号

選考職種の指定及び採用資格要件（昭和41年三重県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成29年3月28日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

告示中「、第15条」を削り、「採用又は昇任」を「採用」に改める。

第1項中「又は規則第15条第2号ハ」を削り、「採用し、又は昇任」を「採用」に改める。

第2項中「又は規則第15条第2号ニ」を削り、「採用し、又は昇任」を「採用」に改める。

### 三重県人事委員会告示第3号

競争試験の実施に関する権限の一部委任（昭和32年三重県人事委員会告示第2号）は、廃止します。

平成29年3月28日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

## 訓 令

### 三重県訓令第2号



序 中 一 般  
地 域 機 関

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

三重県副知事の担当事務に関する規程（平成 20 年三重県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「石垣英一」を「渡邊信一郎」に改め、同号イ中「地域連携部（スポーツ推進局を除く。）」を「戦略企画部、地域連携部」に改め、同条第 3 号中「渡邊信一郎」を「稲垣清文」に改め、同号イ中「戦略企画部、」及び「、地域連携部（スポーツ推進局に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 三重県訓令第 3 号

序 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和 55 年三重県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項中「知事」を「所属長」に改め、同条中第 7 項を第 9 項とし、同条第 6 項中「職員は」の次に「、前項の指定期間内において」を加え、「介護休暇簿（第 18 号様式）」を「介護休暇簿」に、「より所属長の承認を受けるとともに、介護休暇届（第 19 号様式）を知事に提出し」を「記入して所属長の承認を受け」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 介護時間を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間休暇簿（第 19 号様式）に記入して所属長の承認を受けなければならない。

第 14 条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 介護休暇を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿（第 18 号様式）に記入して所属長に申出を行い、指定期間（勤務時間条例第 16 条第 1 項に規定する「指定期間」をいう。以下同じ。）の指定を受けなければならない。

第 12 号様式を次のように改める。

第12号様式（第11条の3関係）

深夜勤務・時間外勤務制限等請求書

請求年月日                      年    月    日				
所属長 _____ 様				
次のとおり	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 養育   <input type="checkbox"/> 介護                 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	<input type="checkbox"/> 養育  <input type="checkbox"/> 介護	}
{	<input type="checkbox"/> 養育  <input type="checkbox"/> 介護	}		
のため				
<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限  <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限  <input type="checkbox"/> 時間外勤務の免除                 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>		{	<input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の免除	}
{	<input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の免除	}		
を				
請求します。				
請求者 所 属 _____				
職 名 _____				
氏 名 _____ 印				

  

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年 月 日生 (□出産予定日)				
	養 子 縁 組 の 効力が生じた日	年 月 日				
2 職員の配偶者 で当該子の親で ある者の有無及 び状況	□有	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害                      により養育が困難である  <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあつて                      は、14週間）又は産後8週間以内であ                      る  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育が                      できる）                 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>	{	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害 により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあつて は、14週間）又は産後8週間以内であ る <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育が できる）	}	□無
{	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害 により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあつて は、14週間）又は産後8週間以内であ る <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育が できる）	}				

<p>3 要介護者の状態 及び具体的な介護 の内容</p>			
<p>4 請求に係る期間</p>	<p>深夜勤務 の制限</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>	<p><input type="checkbox"/>毎日 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
	<p>時間外勤務 の制限又は 免除</p>	<p>年 月 日から <input type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>1年に満たない期間（ 月）</p>	
<p>(注) 1の欄関係</p> <p>① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。）を記入すること。</p> <p>② 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、<input type="checkbox"/>出産予定日に<math>\surd</math>印を記入すること。</p> <p>③ 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>2の欄関係</p> <p>① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。</p> <p>② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。</p> <p>3の欄関係</p> <p>この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。</p> <p>4の欄関係</p> <p>子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。</p>			

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第11条の3関係）

## 育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

所属長 \_\_\_\_\_ 様

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり（深夜勤務）の（制限）  
（時間外勤務）の（免除）に係る子の養育又は要介護者の介護  
の状況について変更が生じたので届け出ます。

## 1 届出の事由

## (1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
  - （  離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了
  - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定  
による措置の解除 ）
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった

## (2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した  
(消滅の理由： \_\_\_\_\_ )

## 2 届出の事実が発生した日

年 月 日

第17号様式中「三重県知事」を「所属長」に改める。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第14条関係）

（第 一 面）

氏名		所属		氏名	
氏名		氏名		氏名	
続柄		続柄		続柄	
同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
※介護者に関する事項		※介護者の状態及び身体的な介護の内容		※介護者の状態及び身体的な介護の内容	
年 月 日 から 年 月 日まで		年 月 日 から 年 月 日まで		年 月 日 から 年 月 日まで	
備考		備考		備考	
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定					
第1回		第2回		第3回	
※ 申出の期間	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印	※ 申出日	※ 本人印
年 月 日 から 年 月 日まで		年 月 日 から 年 月 日まで		年 月 日 から 年 月 日まで	
備考		備考		備考	
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮					
第1回		第2回		第3回	
※ 延長・短縮後の末日	※ 本人印	※ 延長・短縮後の末日	※ 本人印	※ 延長・短縮後の末日	※ 本人印
( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで		( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで		( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで	
( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで		( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで		( 年 月 日 から ) 年 月 日 まで	
備考		備考		備考	

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。(延長又は短縮後の期間の指定を含む。) について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。

(第 二 面)

介護休暇の請求・承認												
※ 請 求 の 日		時 間		※ 請 求 日		※ 本人印	承認の可否	決 裁			備 考	
年	月	日	時	分	日・時間数	年	月	日				
年	月	日から	時	分	日	年	月	日				
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日	時	分	時	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 ※印の欄は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 ※印の欄は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。



(第三面)

介護休業等の取消し等									
※ 休業の取消し等の期間			※ 本人印			決裁			備考
年	月	日	時	分	日・時間数				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				
年	月	日から	時	分	日				
年	月	日まで	時	分	時				

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第14条関係）

（第 一 面）

介 護 時 間 休 暇 簿		所 属	氏 名			
※ 要介護者 に関する 事項	氏 名	※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容				
	続 柄					
同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居						
介護が必要となった時期 年 月 日						
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで	※ 請求の期間 時間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決 裁	備 考
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 )	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 )	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 )	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 )	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(注) 1 ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。  
 2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、押印するものとする。  
 なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかった場合は、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

(第 二 面)

※ 請 求 の 期 間		※ 請 求 日 年 月 日	※ 請 求 日 年 月 日	※ 本人印	承認の可否 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決 裁			備 考
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)					午前 午後	時 分 時 分	時 分 時 分	
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日 から 年 月 日まで	日 <input type="checkbox"/> 毎 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

(第 三 画)

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本人印	決 裁			備 考
年 月 日	時 間					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分 午後 時 分					

(注) ※印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**病院事業庁訓令**

**三重県病院事業庁訓令第1号**

庁 中 一 般

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁公文書管理規程（平成18年三重県病院事業庁訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条」を「第3条第1項第1号」に改め、「（組織規程第7条第1項に規定する経営支援・危機管理監、医務企画監及び看護企画監を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

---

**三重県病院事業庁訓令第2号**

庁 中 一 般

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県病院事業庁電子署名の実施に関する訓令（平成18年三重県病院事業庁訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（組織規程第7条第1項に規定する経営支援・危機管理監、医務企画監及び看護企画監を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---